

超Tプロテクション

企業
従業員に
関する
補償

[マークのご説明]

契約
概要保険商品の内容をご理解いただく
ための事項注意
喚起情報ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、
特にご注意ください事項

本紙は、「超Tプロテクション(業務災害総合保険)」の重要事項説明書です。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

ご契約者と被保険者が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

ご契約いただく際は、パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお申し出ください。

※申込書等への署名または記名・捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

※本紙はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「保険約款」をご参照ください。

※保険約款の内容については、東京海上日動のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/rosai/cho-t-protection/covenant/)にてご参照いただけます。

I 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

契約
概要

超Tプロテクション(業務災害総合保険)は、補償対象者が業務に従事中または通勤中に被った身体障害について、被保険者が法定外補償を行うこと、法律上の損害賠償責任を負担すること等によって生じる損害に対して、保険金を支払います。

[基本となる補償・特約]

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける主な特約(オプション)は次のとおりです。

❗ 実際にご契約いただく補償内容は、申込書等でご確認ください。

基本 となる 補償	業務災害補償特約条項	
	追加特約条項	保険料に関する規定の変更特約条項
	スポット契約用特約条項 ^{*1}	
主な特約	役員・事業主等フルタイム補償特約条項	使用者賠償責任補償特約条項
	従業員フルタイム補償特約条項	雇用関連賠償責任補償特約条項
	休業補償特約条項	ハラスメント再発防止費用補償特約条項 ^{*3} (雇用関連賠償責任補償特約条項用)
	疾病休業補償特約条項	三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項
	精神障害追加補償特約条項 (疾病休業補償特約条項用)	精神障害追加補償特約条項 (三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項用)
	治療費用補償特約条項	育児休業延長時事業継続費用補償特約条項
	法律相談費用補償特約条項	災害付帯費用補償特約条項
	死亡・後遺障害1〜7級のみ補償特約条項 (使用者賠償責任補償特約条項用)	針刺し事故等による感染症危険補償特約条項
	死亡のみ補償特約条項 (使用者賠償責任補償特約条項用)	退職時一時金補償特約条項
	疾病入院保険金定額補償特約条項	メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償特約条項
	疾病入院医療費用補償特約条項	業務上疾病等不担保特約条項
	継続契約の取扱いに関する特約条項 ^{*2}	自動車搭乗中傷害不担保特約条項
		身元信用補償特約条項

^{*1} 契約方式が「スポット契約(工事の工期にあわせて保険期間を設定するご契約)」であるご契約に、自動セットされます。

^{*2} 「疾病入院保険金定額補償特約条項」または「疾病入院医療費用補償特約条項」をセットするご契約に、自動セットされます。

^{*3} 「雇用関連賠償責任補償特約条項」をセットするご契約に、自動セットされます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

II. 契約締結時におけるご注意事項

III. 契約締結後におけるご注意事項

IV. その他ご留意いただきたいこと

[補償対象者の範囲]

■自動的に補償対象となる方

従業員^{*4}、建設事業の下請負人^{*5}

■追加保険料をいただくことにより補償対象となる方

役員、個人事業主、政府労災特別加入者(役員(個人事業主)・海外派遣者を除く)^{*6}、貨物自動車運送事業の下請負人(傭車運転者)^{*5*7}、建設事業・貨物自動車運送事業以外の構内下請負人^{*8}、派遣労働者

^{*4} 記名被保険者に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。パート・アルバイトなど雇用されている者を含みますが、雇用契約以外の委託契約による労働者や派遣労働者は含みません。

^{*5} 建設事業および貨物自動車運送事業では、下請負人を補償対象にした場合は、構内下請負人が自動的に補償されます。

^{*6} 労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っている者をいい、役員(個人事業主)または海外派遣者(労働者災害補償保険法第33条第6号または第7号に該当する者をいいます。)に該当する者を除きます。

^{*7} 自動車または軽車両による貨物の運送事業で、記名被保険者の業務に従事する方に限ります。

^{*8} 記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約に基づき、記名被保険者の業務に従事する方に限ります。

[疾病入院保険金定額補償特約条項および疾病入院医療費用補償特約条項の被保険者の範囲]

■従業員^{*9}、役員^{*9}

^{*9} 業務災害補償特約条項の補償対象者に含まれる場合に限ります。また、従業員のうちパート・アルバイトおよび役員は、常勤^{*10}の者に限ります。

^{*10} 常勤とは、疾病を被った時の直前 6 か月における、週あたりの平均労働日数が 3 日以上、かつ週あたりの平均労働時間が 15 時間以上に該当する場合をいいます。

[身元信用補償特約条項の被保証人の範囲]

■従業員^{*11}

^{*11} 業務災害補償特約条項の補償対象者に含まれる場合に限ります。

① 基本となる補償



保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。
詳細は、約款をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害補償保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、補償対象者ごとに既に支払われた後遺障害補償保険金がある場合は、死亡・後遺障害補償保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	(1) 次の事由によって補償対象者が被った身体障害 a. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 b. 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用 c. 上記 a. b. の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 d. 上記 b. 以外の放射線照射または放射能汚染 等
後遺障害補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害補償保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ^{*1} ※1事故について、死亡・後遺障害補償保険金額が限度となります。 ※1ご契約によっては7級以上（支払割合42%～100%）に相当する後遺障害に限定してお支払いします。	(2) 次に該当する身体障害 a. 風土病による身体障害 b. 化学物質による胆管がんまたは粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくはじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に規定する疾病 c. 補償対象者が次のいずれかに該当する間にその補償対象者本人が被った身体障害 (a) 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車等を運転している間 (b) 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 (c) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等を使用した状態で自動車等を運転している間 d. 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの 等
入院補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院補償保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日 ^{*2} を限度とします。 ※2ご契約によっては30日で設定する場合があります。	(3) 直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する事由に起因する身体障害 a. 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性 b. 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する上記 a. と同種の有害な特性
手術補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{*3} または先進医療 ^{*4} に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院補償保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。 ただし、1事故について身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。 ※3傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ※4「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。	
通院補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院補償保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は1事故について90日 ^{*5} を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 ※5ご契約によっては30日で設定する場合があります。	

※【身体障害が業務上疾病の場合】

各種保険金の支払要件について、「身体障害を被った日からその日を含めて180日以内」の規定は適用しません。労災保険法等によって給付が決定され、補償対象者またはその遺族による被保険者に対する補償金の請求が、労災保険法等により特定された発症日または発病日が属する保険期間の終了日の翌日から起算して3年以内になされた場合等に、保険金をお支払いします。詳細は、約款をご参照ください。

※被保険者は、弊社が支払った保険金の全額を補償対象者またはその遺族に支払わなければならないません。

② 主な特約



セットできる主な特約(オプション)は次のとおりです。

特約の詳細および下表以外の特約につきましては約款をご確認ください。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

役員・事業主等フルタイム補償特約条項	役員・個人事業主・政府労災特別加入者(役員(個人事業主)・海外派遣者を除く)*¹の傷害に該当する身体障害の補償を「業務に従事中または通勤中」から「24時間補償(業務中・業務外を問わず補償)」に変更する特約*²です。 *¹ 労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っている者をいい、役員(個人事業主)または海外派遣者(労働者災害補償保険法第33条第6号または第7号に該当する者をいいます。)に該当する者を除きます。 *² 個人事業主・政府労災特別加入者(役員(個人事業主)・海外派遣者を除く)を補償対象者とする場合、本特約のセットを必須とします。
従業員フルタイム補償特約条項	補償対象者のうち、従業員*³の傷害に該当する身体障害の補償を「業務に従事中または通勤中」から「24時間補償(業務中・業務外を問わず補償)」に変更する特約です。 *³ 記名被保険者に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。パート・アルバイトなど雇用されている者を含みますが、雇用契約以外の委託契約による労働者や派遣労働者は含みません。
休業補償特約条項	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合 ▶休業補償保険金日額に免責期間(3日)を超えた就業不能期間*⁴を乗じた額をお支払いします。 *⁴ てん補期間として設定した日数を限度とします。
疾病休業補償特約条項 精神障害追加補償特約条項(疾病休業補償特約条項用)	補償対象者*⁵が次のいずれかの疾病*⁶を被り、就業不能となった場合 ①業務外食中毒(業務に従事中または通勤中に摂取した食品が原因である場合を除く) ②業務外症状(業務遂行に伴って発生する症状を除く) ③業務外疾病(①、②または身体障害もしくは精神障害に該当しない疾病) ▶疾病休業補償保険金日額に免責期間を超えた就業不能期間*⁷を乗じた額をお支払いします。 ※補償対象者が被った疾病が①または②である場合は、保険期間中に疾病を被り、疾病を被った日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に限り、お支払いします。 ※補償対象者が被った疾病が③である場合は、就業不能となった時が保険期間中である場合に限り、お支払いします。また、保険期間(継続契約の場合は初年度契約の保険期間)の開始時またはこの保険契約(継続契約はこの保険契約が継続されてきた保険契約)の補償対象者となった時のうち、いずれか遅い日より前に補償対象者が被った疾病については、保険金をお支払いしません。ただし、それらのいずれか遅い時からその日を含めて1年を経過した後開始した就業不能については、保険金をお支払いします。 ※ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。 *⁵ 補償対象者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、この保険契約の保険期間の初日時点で満65歳未満の者に限り、お支払いします。また、役員(個人事業主)を業務災害補償特約条項の補償対象者の範囲に含めない場合は、イ.は補償対象となりません。 ア.被保険者の使用人、イ.被保険者の役員(個人事業主) *⁶ 精神障害追加補償特約条項(疾病休業補償特約条項用)を同時にセットした場合は、次の④も追加します。 ④業務外精神障害(アルコール、タバコや薬物の使用等による精神障害または業務上疾病に該当する精神障害を除く)*^{8*9} *⁷ てん補期間として設定した日数を限度とします。 *⁸ 業務上疾病に該当する精神障害は休業補償特約条項にて、お支払い対象となります。 *⁹ 補償対象者が被った疾病が④である場合は、保険期間中に疾病を被り、初めて入院または通院を開始した日のいずれか早い日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に限り、保険金をお支払いします。
治療費用補償特約条項	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、治療を受けた場合 ▶補償対象者が負担した次の費用に対して被保険者が支出した額をお支払いします。ただし、弊社が保険金をお支払いする費用の額は、(1)から(4)までを合算して、ご契約された保険金額を限度とします。 (1)補償対象者が治療のために病院等に支払った費用*¹⁰ (2)病院等の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料*¹¹ (3)入院のために必要とした病院等までの交通費、医師等が必要と認めた転院のために必要とした交通費および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費。ただし、補償対象者に係る交通費に限り、お支払いします。 (4)医師等の指示により行った治療に関わる費用、医師等の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他医師等が必要と認めた費用 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を補償対象者が負担した費用の額から差し引くものとします。 ①公的医療保険制度を定める法令または労災保険法等の規定により補償対象者に対して行われる治療に関する給付*¹² ②補償対象者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金 ③補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付*¹³ ※お支払いの対象となるのは、補償対象者が身体障害を被った日からその日を含めて365日を経過した日の属する月の末日までの治療により負担した費用に限り、お支払いします。 *¹⁰ 公的医療保険制度における補償対象者負担金およびその他補償対象者が病院等に支払った費用をいい、(2)の費用を除きます。 *¹¹ ベッド等使用料保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額を限度とします。 *¹² 公的医療保険制度を定める法令または労災保険法等の規定により、補償対象者負担金を支払った補償対象者に対して、その支払った補償対象者負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付を含みます。 *¹³ 他の保険契約等により支払われた保険金に相当する額を除きます。
災害付帯費用補償特約条項	死亡補償保険金または1～7級に相当する後遺障害補償保険金をお支払いする場合 ▶死亡や後遺障害の等級に応じて所定の保険金(定額)をお支払いします。

三大疾病・
介護休業時
事業継続費用
補償特約条項

精神障害追加
補償特約条項
(三大疾病・
介護休業時
事業継続費用
補償特約条項
用)

補償対象者^{*14}が次の①または②の事由^{*15}のために休業を開始し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が31日以上となる場合

①補償対象者が三大疾病(がん、急性心筋梗塞または脳卒中)に罹患したこと^{*16}

②補償対象者の親族への介護を行うこと^{*16}

▶1休業^{*17}について、補償対象者から労役の提供を受けられないことに起因して、被保険者が事業を継続するために負担した費用のうち、社会保険料^{*18}、代替のための求人または採用に関する費用、補償対象者の復帰に関するコンサルティング費用、補償対象者のお見舞に関する費用等^{*19}に対して保険金をお支払いします。ただし、1休業ごとに保険金額を限度とし、かつ、保険期間を通じて、期間中支払限度額を超えないものとします。

※ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。

※弊社が保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。

・週及日^{*20}からその日を含めて90日を経過した日以前に休業を開始した場合

・三大疾病(がん、急性心筋梗塞または脳卒中)または精神障害の初診日または発病日のいずれか早い日が、週及日^{*20}より前である場合

^{*14} 補償対象者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、役員を補償対象者の範囲に含まない場合はイ。
は補償対象となりません。

ア. 被保険者の使用人、イ. 被保険者の役員

^{*15} 精神障害追加補償特約条項(三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項用)を同時にセットした場合は、次の③の事由も追加します。

③補償対象者が精神障害^{*21}に罹患したこと^{*16}

^{*16} 補償対象者ごとに下表の場合に限りします。

補償対象者	①または③の事由による休業	②の事由による休業
^{*14} ア.	健康保険法等に定める傷病手当金の支給がなされた場合 ^{*22}	介護休業 ^{*23} を開始した場合
^{*14} イ.	弊社の定める医師の診断書が取り付けられた場合	親族が要介護状態 ^{*24} である場合

^{*17} てん補期間として設定した日数を限度とします。

^{*18} 健康保険法等、厚生年金保険法または介護保険に定める保険料をいいます。各社会保険料については、約款記載の所定の算式により算出します。

^{*19} 補償対象者のお見舞に関する費用等一部の費用については、1休業につき、10万円を限度とします。

^{*20} 週及日は、三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項を新規にセットした保険契約の始期日が設定されます。

^{*21} アルコール、タバコや薬物の使用等による精神障害は含まれません。

^{*22} 次の場合は、弊社の定める医師の診断書が取り付けられた場合とします。

・補償対象者が加入する公的医療保険制度に傷病手当金給付の定めがない場合

・被保険者から報酬を受けることを理由として傷病手当金の給付対象とならない場合

^{*23} 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める介護休業をいいます。

^{*24} 介護保険法第19条に定める要介護認定または要支援認定を受けた状態をいいます。

疾病入院
保険金定額
補償特約条項

被保険者が疾病によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院^{*25}を開始した場合

▶疾病入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院につき、疾病入院支払限度日数を限度とします。

※保険期間(継続契約の場合は初年度契約の保険期間)の開始時またはこの保険契約(継続契約の場合はこの保険契約が継続されてきた保険契約)の被保険者となった時のうち、いずれか遅い日より前に被保険者が被った疾病については保険金をお支払いしません。ただし、それらのいずれか遅い時からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院については、保険金をお支払いします。

※被保険者のアルコール依存および薬物依存により開始した入院に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、治療を目的として医師等が用いたことによるものである場合は、保険金をお支払いします。

※入院を開始した日からその日を含めて30日以内に、疾病および入院の内容等の詳細を弊社へ通知する必要があります。

※ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。

^{*25} 医師等の治療が必要であり、自宅等での治療が困難なため、病院等^{*26}に入り、常に医師等の管理下において治療に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等は含まれません。

^{*26} 病院または診療所をいいます。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設または介護医療院を除きます。

疾病入院
医療費用
補償特約条項

被保険者が疾病を被り、次の①または②の事由が生じた場合

①医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院^{*27}を開始したこと

②保険期間中に先進医療^{*28}もしくは患者申出療養^{*29}を受けたこと

▶被保険者が負担した費用のうち、一部負担金、ベッドもしくは病室の使用料^{*30}または先進医療・患者申出療養に必要とする費用等に対して保険金をお支払いします。ただし、弊社が保険金をお支払いする費用の額は、それらを合算して、1回の入院または療養につき、疾病入院医療費用保険金額または疾病先進医療等費用保険金額を限度とします。

※保険期間(継続契約の場合は初年度契約の保険期間)の開始時またはこの保険契約(継続契約の場合はこの保険契約が継続されてきた保険契約)の被保険者となった時のうち、いずれか遅い日より前に被保険者が被った疾病については保険金をお支払いしません。ただし、それらのいずれか遅い時からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院および受けた先進医療または患者申出療養については、保険金をお支払いします。

※被保険者のアルコール依存および薬物依存により開始した入院または受けた先進医療もしくは患者申出療養に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、治療を目的として医師等が用いたことによるものである場合は、保険金をお支払いします。

※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を被保険者が負担した費用の額から差し引くものとします(先進医療・患者申出療養に必要とする費用に対しては、③および④のみを差し引くものとします。)

①公的医療保険制度を定める法令の規定により支払われるべき高額療養費

②公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付

③被保険者が負担した費用について第三者により支払われた損害賠償金

④被保険者が被った損害を補てんするために行われたその他の給付^{*31}

※入院を開始した日または先進医療もしくは患者申出療養を受けた日からその日を含めて30日以内に、疾病および入院、先進医療または患者申出療養の内容等の詳細を弊社へ通知いただく必要があります。

	※お支払いの対象となるのは、入院を開始した日からその日を含めて365日を経過した日の属する月の末日までの入院により負担した費用に限りです。 ※ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。 *27 医師等の治療が必要であり、自宅等での治療が困難なため、病院等*32に入り、常に医師等の管理下において治療に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等は含みません。 *28 公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、主務官庁が定める先進医療をいいます。ただし、先進医療ごとに主務官庁が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りします。 *29 公的医療保険制度を定める法令に規定された患者申出療養をいいます。 *30 ベッド等使用料保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額を限度とします。 *31 他の保険契約等により支払われた保険金に相当する額を除きます。 *32 病院または診療所をいいます。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設または介護医療院を除きます。
使用者 賠償責任 補償特約条項	従業員等が業務上の事由または通勤により被った身体障害について、被保険者*33が法律上の損害賠償責任を負担した場合 ▶1 災害について、正味損害賠償金*34から免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額を限度とします。 *33 被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。 ①記名被保険者、②記名被保険者の下請負人、③①または②が法人である場合は、その役員 *34 「正味損害賠償金」とは、損害賠償責任額から次のア～ウの合計額を差し引いた金額をいいます。 ア. 労災補償法等により給付されるべき金額 イ. 自動車損害賠償責任保険等により支払われるべき金額 ウ. 次の金額の合計額 ・法定外補償規定に基づき被保険者が補償対象者またはその遺族に支払うべき金額 ・法定外補償規定を定めていない場合は、業務災害総合保険により支払われる保険金のうち、補償対象者またはその遺族に支払われるべき金額 ・災害補償を目的とする保険契約または労働協約等に基づき補償対象者またはその遺族に支払われる金額によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を免れる場合は、その金額
雇用関連 賠償責任 補償特約条項	日本国内において行われたセクハラ、パワハラ、マタハラ、労働条件の差別的取扱い等の侵害行為により従業員等に生じた精神的苦痛、雇用契約上の権利の侵害等について、被保険者*35が法律上の損害賠償責任を負担した場合または被保険者*35に対して地位確認等の請求もしくは賃金等の支払請求がなされた場合 ▶1 請求について、法律上の損害賠償金*36の額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、ご契約された支払限度額を限度とします。 ※使用者賠償責任補償特約条項をセットするご契約のみに本特約をセットできます（ただし、ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。）。 *35 被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。 ①記名被保険者、②記名被保険者の使用人*37、③記名被保険者の役員*37 *36 賃金の支払または不払による損害に対しては、解雇に伴う雇用契約終了後の期間に相当する不払賃金による損害（判決または審判により解雇が無効と認定されたことによって生じた賃金の支払による損害）に限り、法律上の損害賠償金として扱います。 *37 既に退職となった使用人および既に退任となった役員を含みます。ただし、遡及日より前に退職した使用人および退任した役員を除きます。
ハラスメント 再発防止費用 補償特約条項 (雇用関連 賠償責任補償 特約条項用)	日本国内において行われた次の侵害行為により従業員等に生じた精神的苦痛等について、被保険者*38が法律上の損害賠償責任を負担し、記名被保険者が再発防止に向けた措置を講じた場合 ▶損害賠償請求がなされた日からその日を含めて1年以内に支出したハラスメント再発防止費用に対して、1事故について、50万円を限度に保険金をお支払いします。 (1) 職場において行われる性的な言動に対する補償対象者の対応によりその補償対象者に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害すること。 (2) 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、補償対象者の就業環境を害すること。 (3) 次のいずれかの事由に関する、職場において行われる補償対象者に対する言動により、その補償対象者の就業環境を害すること。 ①補償対象者の妊娠、出産または産前・産後休業等の制度または措置の利用 ②育児休業、介護休業およびその他の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用 ※雇用関連賠償責任補償特約条項をセットするご契約に自動セットされます。 *38 被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。 ①記名被保険者、②記名被保険者の使用人*39、③記名被保険者の役員*39 *39 既に退職となった使用人および既に退任となった役員を含みます。ただし、遡及日より前に退職した使用人および退任した役員を除きます。
育児休業 延長時 事業継続費用 補償特約条項	補償対象者*40が育児休業の延長*41により休業を開始し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が90日以上となる場合 ▶1 休業について、補償対象者から労役の提供を受けられないことに起因して、被保険者が事業を継続するために負担した費用のうち、休業期間に生じた、代替のための求人または採用に関する費用、代替者の職場環境整備に要した各種費用*42等に対して保険金をお支払いします*43。ただし、保険期間を通じ、50万円を限度*44とします。 ※ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。 ※弊社が保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。 ・育児休業の延長の原因となる事由が、遡及日*45より前に発生していた場合 ・行政機関からの要請等による育児休業の延長がなされた場合

- ※上記の方法により払い込まれた保険料については、領収証の発行を省略させていただきますので、振込金受取書・通帳等、お手元の書類でご確認ください。
- ※ご契約時に直接保険料を払込みいただく方法もあります。この場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。
- ※口座振替の場合は、始期日の属する月の翌月から請求します。このため、月払のご契約の場合は、最終回目の保険料の振替日が満期日以降となることがあります。
- ※保険料不精算以外を選択した場合は、保険期間終了後に「保険料の確定精算」が必要となります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い



保険料は保険証券記載の払込期日^{*1}までに払込みください。金融機関での口座振替の場合は払込期日の翌々月末^{*2}、請求書払の場合は払込期日の翌月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

- *1 保険料を払込みいただく期日のことで、保険証券に記載しています。初回保険料（一時払保険料を含みます。）の払込期日は、原則として以下のとおりです。
 - 金融機関での口座振替による払込みの場合：始期日の属する月の翌月振替日（原則 26 日）
 - 請求書による払込みの場合：始期日の属する月の翌月末
- *2 ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限りです。

4

満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

II

契約締結時におけるご注意事項

1

告知義務



申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（弊社の代理店には告知受領権があります。）。

2

クーリングオフについて



この保険は、お客様が営業または事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであり、クーリングオフ^{*1}を行うことはできませんので、ご注意ください。

- *1 クーリングオフとは、ご契約のお申込み後、一定期間（8 日間）を経過するまでに、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解約ができる制度をいいます。

3

補償の重複に関するご注意



- 補償内容が同等の保険契約（労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険等の保険契約、団体総合生活保険、特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の可否をご検討ください。

III

契約締結後におけるご注意事項

1

通知義務等



[通知義務]

ご契約後に申込書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

ご契約者の住所等を変更した場合は、ご契約内容の変更が必要となりますので、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡のうえ、書面でのお手続きが必要です。

- ご契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただきますことがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還される保険料があっても、払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。

疾病入院保険金定額補償特約条項および疾病入院医療費用補償特約条項については、被保険者からのお申出により、その被保険者に係る補償を解約できます。手続きの詳細については、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、被保険者となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

1 個人情報の取扱い



弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、ご加入者の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者に対して提供すること

詳しくは、弊社ホームページ

(www.tokiomarine-nichido.co.jp) をご参照ください。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者や被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合は、弊社はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人^{*1}」、またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として 80%^{*2} まで補償されます。
- ※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- *1 破綻時に常時使用する従業員等の数が 20 人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る）が対象です。
- *2 破綻保険会社の支払停止から 3 か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については 100% まで補償されます。

4 先取特権

使用者賠償責任補償特約条項、雇用関連賠償責任補償特約条項および身元信用補償特約条項において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第 22 条第 1 項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第 22 条第 2 項）。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、以下の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

5 その他契約締結に関するご注意事項



- この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いません。使用者賠償責任補償特約条項、雇用関連賠償責任補償特約条項および身元信用補償特約条項において、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合は、弊社とご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。
 - 弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
 - ご契約が共同保険契約である場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
 - この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 - 他保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - 他保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
補償対象者等に支払われるべき補償金の額等から既に他保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- 使用者賠償責任補償特約条項と重複する保険契約や共済契約（労働災害総合保険の使用者賠償責任条項等補償対象者の業務上の身体障害に起因する法律上の損害賠償責任を対象とするものを除きます。以下同様とします。）がある場合または疾病入院保険金定額補償特約条項については、上記にかかわらず、次のとおり保険金をお支払いします。
- 使用者賠償責任補償特約条項と重複する保険契約や共済契約がある場合
他保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて、この保険契約から優先して保険金をお支払いします。
 - 疾病入院保険金定額補償特約条項
他保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

6 事故が起こったとき

事故が発生した場合は、遅滞なく*1 ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

- (1) 使用者賠償責任補償特約条項、雇用関連賠償責任補償特約条項および身元信用補償特約条項において、示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらすすめてください。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- (2) 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます（その他事故の様態等に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。）。
 - 保険金請求書
 - 保険証券
 - 身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類
 - 弊社の定める身体障害状況報告書
 - 業務に従事中または通勤中に被った身体障害であることを確認できる書類
 - 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - 死亡診断書または死体検案書
 - 後遺障害もしくは身体障害の程度、治療内容および治療期間等を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、領収書および診療報酬明細書等
 - 入院日数または通院日数を記載した病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院の証明書類
 - 被保険者の印鑑証明書
 - 補償対象者の戸籍謄本
 - 弊社が補償対象者の症状・治療内容等について医師等に照会し説明を求めることについての同意書
 - 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - 労災保険法等の給付請求書（写）（労災保険法等によって給付が決定されることが保険金支払要件である場合）
 - 労災保険法等の支給決定通知書（写）（労災保険法等によって給付が決定されることが保険金支払要件である場合）
 - 補償対象者が政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）の場合は、労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っていることが確認できる書類
 - 補償対象者またはその遺族が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類
 - 保険金受領についての確認書
 - 被保険者が費用を負担することまたは支払ったことおよびその金額を証明する書類
 - 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - その他約款に定める書類
- (3) 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
 - *1 疾病入院保険金定額補償特約条項および疾病入院医療費用補償特約条項においては、入院を開始した日または先進医療もしくは患者申出療養を受けた日からその日を含めて30日以内に、疾病および入院、先進医療または患者申出療養の内容等の詳細を弊社へ通知する必要があります。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。

 0120-650-350

受付時間：平 日 午前9時～午後6時
土・日・祝日 午前9時～午後5時（年末年始を除きます。）

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

 0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平 日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）



通話料
有料

MEMO



本紙で用いる用語解説

支払限度額…………… 弊社がお支払いする保険金の上限額をいいます。

免責金額…………… お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

身体障害…………… 以下のいずれかに該当する身体の障害をいいます。

ア. 傷害

次のいずれかに該当するものをいいます。

(ア) 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害

(イ) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状。ただし、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

イ. 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒。ただし、業務に従事中または通勤中に摂取した食品が原因である場合に限りです。

ウ. 業務に起因して生じた症状

業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I CD-10(2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

(ア) 熱および光線の作用(基本分類コード:T67)

(イ) 気圧または水圧の作用(基本分類コード:T70)

(ウ) 低酸素環境への閉じ込め(基本分類コード:W81)

(エ) 高圧、低圧および気圧の変化への曝露(基本分類コード:W94)

エ. 外来性疾病

労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア. からウ. までは該当しないもので、かつ、次の要件をすべて満たすものをいいます。ただし、振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの(ストレス性胃炎等をいいます。)またはかぜ症候群は除きます。

① 偶然かつ外来によるもの

② 労働環境に起因するもの

③ 疾病の原因が時間的および場所的に確認できるもの

オ. 業務上疾病

労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア. からエ. までは該当しないもので、かつ保険金の種類ごとに、これを原因として労災保険法等によって給付が決定されたものをいいます。

※ 使用者賠償責任補償特約条項の場合は、傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

補償対象者負担金… 法令等の定める治療料金の一部を補償対象者が負担するものをいいます。

「超Tプロテクション(業務災害総合保険)の約款(業務災害総合保険普通保険約款、特約条項)」の提供方法について、「Web 約款(約款を弊社ホームページ上で閲覧いただく方法)」または「冊子での送付」をご選択ください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

詳しい補償内容については約款に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

※「超Tプロテクション」は業務災害総合保険のペットネームです。

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)



0120-720-110



受付時間:

24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

全国の主要都市に営業課支社がございます。

上記弊社ホームページから最寄の課支社を検索いただけます。



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。